

栃木県生活交通対策協議会運営要領

1 趣旨

この要領は、栃木県生活交通対策協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定により、栃木県生活交通対策協議会（以下「協議会」という。）及び栃木県生活交通対策協議会分科会（以下「分科会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

2 協議の申出

(1) 協議の申出事項

一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）は、次の項目に該当する場合は、様式第1号により協議会に協議の申出を行うものとする。

なお、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第1号及び同条第3号に該当する場合はその限りではない。

道路運送法（昭和26年法律第183号）第15条の2第1項に基づく路線（路線定期運行のものに限る。以下同じ。）の休止又は廃止をしようとするとき（市町村が自ら運行する、又は市町村からの委託を受けた事業者が運行するものを除く。）

協議会（分科会を含む。）での合意事項に基づき実施している運行サービスの内容を変更しようとするとき。

その他特に協議の必要があるとき。

(2) 協議の申出時期

(1) の協議に係る申出時期は、関係市町村と十分な協議を行った上で、休廃止予定日まで1年を確保し、かつ毎年5月末までに申し出ることとする。

ただし、関係市町村との協議が調い、必要な措置が講じられることが確認できる場合はこの限りではない。

(3) 関係機関への連絡

協議会事務局は、(1) の協議の申出があった場合は、速やかにその内容を分科会構成員に連絡する。

3 路線休廃止の申出の周知

事業者から路線の休廃止の申出があった場合は、2(3)の関係機関はホームページへの掲載等合理的な方法でその旨の周知を行うものとする。

4 分科会の運営等

(1) 分科会の開催

座長は、2に掲げる協議の申出があった場合は、速やかに分科会を開催する。

ただし、3の路線休廃止の申出の周知を行ってから2週間を経過した後においても、4(3)に掲げる運行希望者からの運行希望の表明がない場合において、路線の

休廃止の申出を行った事業者と沿線市町村の間で十分な調整が行われ、関係市町村が当該路線の休廃止について異存がなく、かつ当該路線の休廃止に伴い関係市町村による生活交通の確保方策がなされることが4 - (2)に掲げる様式第3号による回答で明確であると判断できるときは、当該回答をもって協議がなされたものとみなすことができる。

(2) 協議内容の照会

座長は、協議に係る関係市町村の考え方を把握するために、必要に応じて様式第2号により分科会開催に先立ち次に掲げる事項について照会できるものとする。

この場合において、関係市町村は、関係者の意見を十分に反映し、かつ多角的に検討した上で、合理的な説明ができる内容での回答を様式第3号により行うものとする。

当該路線の生活交通としての存続意向

生活交通として存続する場合の具体策の案

ア 運行の形態(路線バス、乗合タクシー、その他等)

イ 運行の水準(運行ルート、運行回数、ダイヤ等)

ウ 運行の主体(一般乗合旅客自動車運送事業者、市町村運営有償運送等)

エ その他必要な事項

(3) 運行希望者への通知

座長は、申出を行った事業者以外の者から当該路線についての運行希望の表明を受けた場合は、当該運行希望の表明をした者を分科会の構成員とし、その旨の通知を行うものとする。

(4) 分科会への情報の提供

関係事業者((3)の運行希望事業者を含む。)は、当該事業者の現況その他当該路線の現況及び分科会における協議に必要なと認められる情報について、分科会に開示のうえ、説明を行うものとする。

(5) 分科会における合意事項の取りまとめ

座長は、分科会における協議の結果得られた合意事項について、様式第4号により取りまとめのうえ、分科会構成員あて通知するものとする。

5 協議結果等の尊重

(1) 合意事項への対応

協議会及び分科会において協議が調った事項については、構成員は協議の結果を尊重し、その合意事項の実施に向けて、適切な対応を行うものとする。

(2) 協議不調の場合

事業者が2(1)の協議の申し出を行ってから6か月間を経過した後において、分

科会における協議が調わない場合にあっても、事業者が路線休廃止又は事業変更の届出を行うことを妨げるものではない。

6 適用年月日

この要領は、平成 14 年 3 月 26 日から適用する。

この要領は、平成 18 年 11 月 9 日から適用する。

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 28 年 9 月 14 日から適用する。

(参考)

栃木県生活交通対策協議会に協議を申し出ないことが可能な路線の休廃止の要件について

以下に掲げる要件に該当する場合には、路線の休廃止に際して栃木県生活交通対策協議会における協議を経る必要はないものとする。

1 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 15 条の 4 第 1 号（同規則第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。）「当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合」に該当する場合

2 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 15 条の 4 第 3 号（同規則第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更の届出及び事業の休止又は廃止の届出における旅客の利便を阻害しない場合について、地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合において、平成 14 年 1 月 31 日付けで関東運輸局長が公示した次の要件に該当する場合

(1) 付替路線（停留所の位置の変更がないもの及び位置の変更が 300 メートル以内のものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合

(2) 休止又は廃止する区間が 300 メートル以内である場合（当該区間に係る運行系統に関し、過去 1 年間に 3 回以上本号に基づく路線の休止又は廃止がない場合に限る。）

(3) 休止又は廃止する区間に並行路線（鉄軌道及び道路運送法施行規則第 49 条第 1 項第 1 号の「市町村運営有償運送」によるものを含む。）があり、休止又は廃止する区間内における全ての停留所から 300 メートル以内に当該並行路線の駅又は停留所が存在する場合

(4) 休止後 1 年間を経過した路線の休止又は廃止の場合

(5) 定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合

(6) テーマパーク等への直行系統であって、起終点の市町村が沿線地域の住民の日常的な利用がない場合と認めたものに係る路線の休止又は廃止の場合

(7) 高速バス（50km 未満の利用が可能なものを除く。）に係る路線の休止又は廃止

の場合

- (8) 午前0時から午前4時の間みの運行を行っている路線の休止又は廃止の場合
- (9) 地域公共交通会議の協議結果に基づく路線であって、当該路線を休止又は廃止しようとする場合に、同会議において同意があった場合
- (10) 地方自治体等が補助などによる参画を行うことにより主体的に運営を行っている路線の休止又は廃止であって、当該地方自治体等の同意がある場合